

平針北学区 保健環境委員会規約

(名称及び事務所)

第1条 本委員会は、平針北学区保健環境委員会と称し、事務所を平針北コミュニティーセンター内に置く。

(委嘱及び任期)

第2条 保健環境委員は区長の推薦に基づき、市長が委嘱する。
任期は2年とし、再任をさまたげない。
補欠保健委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(職務)

第3条 保健環境委員は、地区衛生活動の中心となり公衆衛生を増進するため、次の職務を行う。

- (1) 保健所業務、環境事業所業務その他の公衆衛生事業への援助及び協力
- (2) 公衆衛生思想の普及徹底
- (3) その他公衆衛生に関し必要な事項

(役員)

第4条 本委員会に、つぎの役員を置く。

会長	1名
副会長	2名
会計	1名
監査役	1名

(役員を選出)

第5条 役員は保健環境委員の互選とする。

(役員任期)

第6条 役員任期は2年とし、再任をさまたげない。
補欠役員の任期は、前任者の残存期間とする。

(会議)

第7条 会議は、会長が必要と認めるときに開催する。

(その他)

第8条 この規約に定める他、第3条の職務に関連した必要事項は、会議で決定する。

附則 この規約は平成27年4月1日から施行する。